

京都市告示第 3 4 3 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

| 整理番号 | 路 線 名     | 起 点<br>終 点                           |
|------|-----------|--------------------------------------|
| 1    | 小栗栖水0047号 | 伏見区小栗栖岩ヶ淵町11番1地先<br>伏見区小栗栖岩ヶ淵町11番1地先 |

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)